

宇佐市移住促進お試し滞在施設利用補助金交付要綱

令和4年3月31日
宇佐市告示第104号

(目的)

第1条 この要綱は、本市への移住・定住を促進するため、移住希望者又は空き家提供者が移住活動を行うことを目的に、市内に所在する短期の滞在及び宿泊が可能な施設（以下「お試し滞在施設」という。）に宿泊する経費に対して、宇佐市移住促進お試し滞在施設利用補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、宇佐市補助金等交付規則（平成17年宇佐市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 現に市内に住所を有していない者で、本市への移住を希望し、又は検討している者をいう。
- (2) 空き家提供者 宇佐市空き家情報提供事業要綱（平成19年宇佐市告示第34号）に規定する空き家情報提供事業に登録した空き家を所有している者をいう。
- (3) 移住活動 移住希望者または空き家提供者が行う次に掲げる活動をいう。
 - ア 本市が適当と認める移住体験等に参加すること。
 - イ 移住を目的とした居住環境の整備に必要な準備活動を行うこと。
 - ウ 移住者の居住対象となる空き家を確保するための現地確認又は契約交渉等を行うこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 移住希望者又は空き家提供者で県外に住所を有している者であること。
- (2) 移住活動を行うため、お試し滞在施設に宿泊する者であること。
- (3) 宇佐市暴力団排除条例（平成23年宇佐市条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者であること。
- (4) 過去に本補助金の交付を受けていない者であること。ただし、空き家提供者についてはこの限りでない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者がお試し滞在施設に支払った本人及び同行者の宿泊料（朝食を含む。）とする。

- 2 前項の同行者は、補助対象者の同一世帯員とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1を乗じて得た額で、千円未満を切り捨てた

額とする。

2 前項の補助金の額は、1泊につき1人あたり4千円を上限とし、連続して宿泊をする場合は、7泊分までを上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇佐市移住促進お試し滞在施設利用補助金交付申請書兼活動報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、対象となる移住活動の完了後、1週間以内までに市長に提出しなければならない。

- (1) 移住活動報告書（様式第2号）
- (2) 補助対象経費の明細及び支払いが確認できる書類（写し可）
- (3) 現住所を証する運転免許証等の写し
- (4) 世帯全員分の住民票の写し（同行者がある場合）
- (5) 申請要件に係る誓約書兼承諾書（様式第3号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、宇佐市移住促進お試し滞在施設利用補助金交付決定通知書（様式第4号。以下「交付決定通知」という。）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(事業着手届、事業完了届及び完了検査の省略)

第8条 本補助金に係る事業着手届及び事業完了届の提出並びに完了検査（以下「届出等」という。）は、規則第9条ただし書及び第11条ただし書に規定する市長が必要ないと認めるときの届出等とする。

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付決定を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、宇佐市移住促進お試し滞在施設利用補助金交付請求書（第5号様式）に交付決定通知の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し、補助金額の変更及び補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付決定額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為をしたとき。
- (3) その他市長が交付決定を取り消すことが適當と認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
(宇佐市空き家提供者帰省時補助金交付要綱の廃止)
- 2 宇佐市空き家提供者帰省時補助金交付要綱（平成27年宇佐市告示第286号）は、廃止する。
(見直し)
- 3 この告示の施行後3年ごとに、この補助金のあり方、必要性等について必要な見直しを行うものとする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

宇佐市長

宛て

〒 —

(申請者) 住 所

氏 名

電話番号

宇佐市移住促進お試し滞在施設利用補助金交付申請書 兼 活動報告書

宇佐市移住促進お試し滞在施設利用補助金について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 _____ 円

2. 補助金交付申請額の内訳

宿泊施設名称	
宿泊施設場所	宇佐市
宿泊期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (泊)
申請者を含む利用者	名
宿泊料	円 (1泊/1人あたり)
補助金交付単価	円 (1泊/1人あたり)

補助金交付申請額 = 宿泊期間×利用者×補助金交付単価

3. 添付書類

- (1) 移住活動報告書（様式第2号）
- (2) 補助対象経費の明細及び支払いが確認できる書類（写し可）
- (3) 現住所を証する運転免許証等の写し
- (4) 世帯全員分の住民票の写し（同行者がある場合）
- (5) 申請要件に係る誓約書兼承諾書（様式第3号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

移住活動報告書

申請者氏名			
同行者の有無	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり	(名)
区分	<input type="checkbox"/> 移住希望者 <input type="checkbox"/> 空き家提供者		
移住活動の目的			
活動期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
移住活動内容	日時： 年 月 日 時 ~ 時		
	日時： 年 月 日 時 ~ 時		
日時： 年 月 日 時 ~ 時			

※移住活動内容欄に市担当職員等の確認印を押印すること。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

宇佐市長

宛て

【申請者】

住 所 _____

氏 名 _____

宇佐市移住促進お試し滞在施設利用補助金申請要件に係る誓約書兼承諾書

宇佐市移住促進お試し滞在施設利用補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

1. 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
2. 補助金交付の審査や事業完了後の状況等を把握するために、必要な住民登録の状況や納税状況等の情報を、宇佐市が調査することを承諾します。
3. 上記の事項に違反があったとき又は申請に事実と相違することがあったときは、宇佐市から受けた補助金を直ちに返還します。

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月
日

様

宇佐市長

印

宇佐市移住促進お試し滞在施設利用補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました宇佐市移住促進お試し滞在施設利用補助金について、下記のとおり交付（不交付）決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付決定額 金 円

2. 不交付の理由（不交付の場合）

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

宇佐市長

宛て

住 所

氏 名

印

宇佐市移住促進お試し滞在施設利用補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました宇佐市移住促進お試し滞在施設利用補助金について、宇佐市移住促進お試し滞在施設利用補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり請求します。

記

1. 補助金の請求の額 金 円

2. 添付書類 宇佐市移住促進お試し滞在施設利用補助金交付決定通知書の写し

3. 振込先

フリガナ												
口座名義												
金融機関名					支店名							
種 別	普通・当座・その他				口座番号							
株式会社 ゆうちょ 銀行	記 号					番号						
	店 番					種別	普通・当座・その他					